

社会福祉法人創絆福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 10 月 1 日～ 令和 8 年 9 月 30 日
までの 5 年間

2. 内容

目標1：職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和3年10月～ 有給休暇取得状況の調査開始
- 令和3年11月～ 目標の周知、共有
- 令和4年 1月～ 職場の環境整備、意識改革、改善のためのミーティングの実施

目標2：職員の健康促進のため、所定外労働の削減を目指し、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和3年10月～ 所定外労働の現状把握
- 令和3年11月～ 目標の周知、共有
- 令和4年 1月～ 職場の環境整備、意識改革、改善のためのミーティングの実施